# 河川工作物健全性調査業務 仕様書

#### 1. 適用範囲

本仕様書は、香川県が発注する河川工作物健全性調査業務に適用する。

## 2. 業務目的

本業務は、香川県が管理する河川に設置されている管理者不明橋梁について、損傷程度を把握し、健全性の区分を行うことを目的としている。

## 3. 業務項目

- (1) 打合せ協議
- (2) 資料収集整理及び計画準備
- (3) 現地調査及び健全性区分
- (4) 点検結果調書作成
- (5) 報告書作成

# 4. 業務内容

## 4. 1 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議については、以下の時点で実施するものとするが、その他必要に応じ調査職員の指示に従い、その都度実施する。

・業務着手時:1回・中間(現地調査完了時、健全性区分完了時):2回・業務報告時:1回計4回

## 4.2 資料収集整理及び計画準備

本業務を実施するために必要な資料を収集整理するとともに、業務実施計画を立案する。

#### 4.3 現地調査及び健全性区分

発注者(県)が指定する橋梁において、河川工作物健全性調査要領別紙1に基づき、テープ等を用いて橋梁規模(橋長・幅員)の計測を行うとともに、外観目視により損傷程度を確認し、健全性の区分を行う。健全性の区分は、客観的な事実を示すものであり、技術者の技術的判断が必要な損傷の原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響度合いは含まない。

## 4.4 点検結果調書作成

現地調査及び健全性区分の結果を基に、点検結果一覧**別紙2**及び点検調書**別紙3**の作成を行う。留意点については、河川工作物健全性調査要領**別紙1**を参照すること。

#### 4.5 報告書作成

業務目的を踏まえ調査結果等を取りまとめ、報告書を作成する。

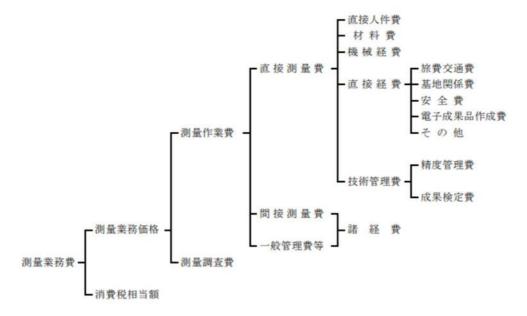
報告書作成部数は下記のとおり。

報告書(書面) 2部

報告書(電子データ) 2部(正・副)

## 5. 構成

# 5.1 業務の構成



# 5.2 直接経費

## 5.2.1 旅費交通費

設計及び測量・調査業務等積算資料(令和5年7月香川県土木部)1-3旅費交通費(参1-2-4)に準じる。

# 5.2.2 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書(令和5年7月香川県土木部)1-7電子成果品作成費(1-1-9)に準じる。

## 6. その他

河川工作物健全性調査業務にあたっては、下記項目を遵守するものとする。

- (1) 河川工作物健全性調査業務にあたって、必要があれば、以下の資料を貸与する。
  - ①河川等計画調査費 河川橋梁等調査業務
  - ②河川等計画調査費 橋梁等データ整理業務
- (2) 調査職員から業務の途中で資料提出を求められた場合、受託者の責任において速やかに資料を提出しなければならない。
- (3) この業務によって知り得た成果および資料は全て委託者の所有に帰するものであり、受託者は他に漏洩してはならない。
- (4) 本業務を遂行するにあたり、内容の疎漏が発見された場合、受託者の責任によって修正するものとする。この場合にかかる費用は、全額受託者の負担とする。